

平成28年度第3回小牧市廃棄物減量等推進審議会会議録

日時：平成29年2月9日（木）10時00分～11時45分

場所：小牧市役所 東庁舎5階 大会議室

【出席委員】

鳥居 拓弥、佐藤 政明、横井 徳明、小柳 松夫、堀尾 憲生、
亀井 道代、北出 恵子、伊東 廣二郎、石田 知早人、五藤 隆夫、
井戸 新二、河村 典久、市川 紀六、貝 隆、辻 勝哉、馬場 容子
(16名)

【欠席委員】

正門 武彦、長谷川 宜史、長内 敏将、川淵 義隆、(4名)

【事務局】

松岡市民生活部長、小林市民生活部次長、川尻廃棄物対策課長、藤田ごみ
減量推進係長、余語環境美化係長、竹村主事、近藤主事補（報告者）

内 容

川尻課長

本日はお忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。
私は本日の進行を務めます、廃棄物対策課長の川尻です。よろ
しくお願いします。

本日、別の会議が重なったためご欠席との連絡を受けていま
すが、小牧商工会議所の役員変更に伴い、鈴木委員に代わり長
谷川委員が今回より委員になりましたので、皆さまにご報告
します。皆様のお手元に当日資料として新しい名簿を配布して
いますのでご確認ください。

また、長内委員、川淵委員より欠席の連絡を受けていますの
でご報告します。

川尻課長

会の開催に先立ちまして、市民憲章の唱和を行います。委員
の皆様はご起立ください。

本日お配りしました次第に市民憲章を掲載していますので、
こちらをご覧ください、私が先導しますので、私に続いてご唱
和をお願いします。

	～市民憲章唱和～
川尻課長	<p>ご着席ください。</p> <p>続いて、事務局を代表して松岡市民生活部長よりご挨拶申し上げます。</p>
松岡部長	～あいさつ～
川尻課長	<p>ただいまより、第3回廃棄物減量等推進審議会を始めます。</p> <p>この会議及び会議の議事録は公開となっておりますので、ご承知おきください。</p> <p>それでは、小柳会長にご挨拶いただきます。</p>
小柳会長	～あいさつ～
川尻課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、配布資料の確認をお願いします。</p>
	～資料確認～
	<p>議事に入りますが、議事の進行は規定に基づき、小柳会長にお願いします。</p>
小柳会長	<p>次第に沿って進行します。</p> <p>まず始めに、議事（1）「平成29年度一般廃棄物処理実施計画（案）について」事務局の説明を求めます。</p>
近藤主事補	<p>それでは、議事（1）「平成29年度小牧市一般廃棄物処理実施計画（案）（以下「実施計画（案）」）について」ご説明します。</p> <p>資料1ページをご覧ください。この実施計画（案）は、第2回の審議会においてご審議いただいたものを更に修正した計</p>

画です。本日は今年度のものから変更している箇所を太字にし、前回ご審議いただいた実施計画（案）から変更した箇所を灰色の網掛けをしています。

それでは、網掛けしてある箇所を抜粋してご説明します。

3 ページをご覧ください。表の内容に大きな変更点はございませんが、収集方法の体裁を整えました。後に詳しくご説明しますが、雑がみの拡大に伴い資源用収集袋（緑袋）での排出となります。

6 ページをご覧ください。平成 29 年度の資源・ごみの排出見込み量は基本として、平成 27 年 3 月に策定した 10 年の計画である「小牧市ごみ処理基本計画」の推計値としました。しかし、策定してから 3 年目となり破砕ごみ及び資源の一部については新たな施策や社会情勢の変化などにより、ここ 2 年の実績と乖離が見られるため修正しました。

(1) 家庭系ごみ・資源では、破砕ごみの見込み量を平成 27 年度及び平成 28 年度の見込み量が 2,500 t 弱程度であるため、ごみ処理基本計画の目標値より下方修正しました。

次に資源です。古紙類について、ここ近年の情報化社会による新聞離れや民間設置の資源回収コンテナの増加により、新聞や雑誌の収集量が年々約 10%～15% 程減少しているため、ごみ処理基本計画の目標値より新聞を 500 t、雑誌を 700 t 下方修正しました。

雑がみは、ここ数年の啓発などの効果から増加傾向であり、来年度より雑がみの拡大を実施予定であることから、ごみ処理基本計画の目標値より約 90 t 上方修正しています。

以上を加味して、資源全体としてはごみ処理基本計画の目標値より 1,300 t 下方修正しています。

(2) 事業系ごみでは、引き続き剪定枝類やコンビニの弁当などの食品残渣の資源化を促がしていくため、資源の目標値を上方修正しています。

(3) し尿・し尿浄化槽汚泥では、議事(4)でお示しします「小牧市生活排水処理基本計画(案)」の目標値を採用しています。

7ページをご覧ください。方針1のうち「①市民・事業者への情報提供」の二つ目の黒丸をご覧ください。現在配信中である日本語版のアプリは既にダウンロード件数が1万件を突破しており、非常に高い啓発効果を見込めることから、日本語版に加え、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語の7ヶ国語版のスマートフォン向けアプリを平成29年度7月頃に配信を予定しています。

8ページをご覧ください。方針2のうち「②資源化の推進」の二つ目の黒丸「雑がみの拡大」です。レシートや宅配の伝票、紙コップなどこれまでは雑がみとして排出できなかった従来の禁忌品に加え、金属のついたファイルやビニール等のついた紙類といった複合物も「雑がみ」として収集し、金属・ビニールを分別せずそのまま排出された複合物も含めて全てを資源化します。詳しくは、お配りしていますA4カラーの雑がみのチラシをご覧ください。こちらは3月15日号広報こまきに折り込む予定のチラシです。今回新たに雑がみとして排出できる品目と雑がみにならない紙として汚れた紙を説明しています。油で汚れた紙や使用済のティッシュなどの汚れた紙以外の全ての紙製品を雑がみとして出していただけるようになります。排出方法は異物の混入の確認が容易となるよう、紙袋ではなく、資源用収集袋である緑袋に入れて排出していただくようご案内します。

9ページをご覧ください。方針3のうち「①収集体制の見直し」です。現状、各ごみ集積場の管理は、分別不良対策やカラス対策など各区の最も大きな課題のひとつになっています。カラス対策として、今年度からサイズの大きなネットやまち付き

	<p>ネット、カラスよけの折りたたみサークルを希望する区に配布していますが、根本的な対策はとれていません。一部の地域では、ごみの収集時間が午後になることが常態化しており、収集時間の遅れがカラス被害の一因となっています。また、収集後のごみ集積場の清掃がごみ当番の仕事となっている場合も多く、できるだけ早く収集して欲しいという要望が多く寄せられています。そこで、少しでも区の負担を軽減するため、生ごみなどカラスの被害に遭いやすい「燃やすごみ」について、来年度10月を目途にすべてのごみ集積場で、午前中に収集を完了できるように収集体制を見直していきます。</p> <p>最後に10ページをご覧ください。「9 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項」の「②小牧市クリーンセンター搬入許可」です。改修した後の小牧市クリーンセンターは、条例上はディスポーザ排水処理槽汚泥の受入れを許可することができますが、市内から排出されるし尿及びし尿浄化槽汚泥のみで既に処理能力の上限に達する恐れがあるため、当面、ディスポーザ汚泥の受入を中止します。</p> <p>ディスポーザとは、調理用の流しの排水設備に直接設置し、生ごみを粉砕する設備です。粉砕された生ごみはそのまま配水管を流れ、排水処理槽で処理されます。この排水処理槽の清掃時に汚泥が発生しますが、産業廃棄物として処理されることが一般的であり、本市ではディスポーザ汚泥は、過去に搬入されたことが無く、受入れ中止による影響はないものと考えています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、質疑、意見等があればお願いします。</p> <p>雑がみの拡大に伴い排出方法が資源収集袋となりますが、紙</p>
小柳会長	
貝委員	

	袋で排出する人がいたらどのように対応しますか。
竹村主事	当面の間は、紙袋で排出されても回収します。
市川委員	計画の策定にあつては、市民や事業者の声を反映させた方がよいと思いますが、それらを反映させる仕組みはありますか。
藤田係長	まず最たるものとして、区長会や各種団体、公募による委員で構成される本審議会があります。その他として、区長会や廃棄物対策課窓口、ホームページよりお問い合わせいただける「市民の声」などがあります。
横井委員	雑がみの拡大の周知は、3月15日号の広報こまき折込みチラシだけですか。 また、汚れた紙以外の紙は全て雑がみとして出してよいのですか。
竹村主事	チラシのほかに、平成29年4月に全戸配布を予定している新たに作成した「資源・ごみの分け方と出し方」でも掲載を予定しています。また、区長会においても説明を予定しています。 雑がみとしては、汚れた紙及びこれまでも分別していただいている「新聞」、「雑誌」、「ダンボール」、「紙パック」の4品目以外であれば、出すことができます。
石田委員	雑がみを拡大することができた要因は、処理施設が汚れた紙以外の雑がみを全て再資源化できる施設になったということですか。
竹村主事	そのとおりです。
市川委員	金融関係のはがきや年賀状などは、個人情報記載されており、不安なためシュレッダーにかけてしまい雑がみとして排出

	<p>ができていないのですが、これらを雑がみとして出すためのよい方法はありますか。</p>
<p>近藤主事補</p>	<p>シュレッダーにかけた紙も雑がみとして出していただけます。また、個人情報流出を防ぐための工夫としては、個人情報保護スタンプなどで隠すことが挙げられます。</p>
<p>亀井委員</p>	<p>レシートは小さいため燃やすごみに入れてしまいそうですが、雑がみとして出した方がよいですか。</p>
<p>竹村主事</p>	<p>雑がみの拡大に伴いレシート等の感熱紙も雑がみとして出せるようになり、燃やすごみの減量のためにも雑がみとして出してください。</p>
<p>辻委員</p>	<p>雑がみは収集後、燃やしているのですか。それとも溶かしているのですか。</p>
<p>竹村主事</p>	<p>契約を予定している事業者では、汚れた紙以外の雑がみを全てトイレットペーパーとして再資源化できるため、分別していただいた雑がみを燃やすということはありません。</p>
<p>辻委員</p>	<p>新聞も同じように処理するのですか。</p>
<p>竹村主事</p>	<p>古紙類は混合するのではなく、それぞれの古紙の適性に合わせて個別に再資源化をしています。</p>
<p>辻委員</p>	<p>新聞の排出量は、古紙類の中でも多いほうですか。</p>
<p>竹村主事</p>	<p>古紙類の中では、新聞が最も排出量が多いです。それに続いて、雑誌、ダンボール、雑がみ、紙パックの順となります。</p>
<p>北出委員</p>	<p>金属やビニールがついたものでも雑がみとして出せること</p>

川尻課長	<p>は大変ありがたいことですが、処理後に何か環境へ影響がないか心配です。</p> <p>想定している処理施設では、溶かした際に残ったプラスチックや金属は除去され、それぞれ再資源化されます。その処理に伴って発生した汚水は、その施設内で処理することができ、そのまま排水されるわけではなく、法律に基づいた基準の水として排水されるので、環境に影響はありません。</p>
河村委員	<p>3月15日号の広報こまき折込みチラシですが、ホチキスなどは商品名ですが、問題ないですか。</p>
竹村主事	<p>確認します。</p>
馬場委員	<p>実施計画（案）の3ページですが「ステーション回収」と「回収ステーション」の表記が似ているためわかりづらいです。「ステーション回収」を「地域の集積場での回収」とするなど、わかりやすい表記の工夫をお願いします。</p>
竹村主事	<p>「ステーション回収」はごみ集積場における収集を指し、「各資源回収ステーションでの拠点回収」は第1・第2資源回収ステーションにおける拠点回収を指します</p>
馬場委員	<p>雑がみは、ごみ集積場に排出するときは資源用収集袋ですが、各資源回収ステーションへ持ち込むときは、紙袋でもよいですか。</p>
竹村主事	<p>各資源回収ステーションへ持ち込むときは、ごみ集積場に排出する方法と同じ排出方法をお願いしていますので、資源用収集袋での排出となります。</p>
横井委員	<p>実施計画（案）の4ページの一時多量ごみの項目では、「ご</p>

	<p>み集積場」という表記を用いていますが、「ステーション」とは何か意味が違うのですか。</p>
竹村主事	<p>意味の違いはありません。</p>
小柳会長	<p>他に質問もないようですので、議事（２）「資源回収貢献団体及びごみ集積場管理功績団体の選考について」事務局の説明を求めます。</p>
竹村主事	<p>続いて、議題（２）「資源回収貢献団体及びごみ集積場管理功績団体の選考について」説明します。</p> <p>資料１１ページをご覧ください。表彰の趣旨は、資源回収やごみ集積場の管理にご尽力いただいているすべての団体に感謝の意を表すことです。</p> <p>表彰の対象団体は、例年、記念品贈呈の予算などの関係から資源回収貢献団体、ごみ集積場管理功績団体を合わせて２０団体を選出してきましたが、平成２５年度より記念品の贈呈を廃止したため２０団体という数にこだわる必要はなく、それぞれの選考基準に照らし合わせて候補としてあがった団体に対して表彰を行います。表彰は、平成２９年３月１日（水）に開催予定の資源回収団体連絡会議の冒頭に市長より感謝状をお渡しする予定です。</p> <p>続いて、資源回収貢献団体の過去の選出経緯ですが、表をご覧ください。</p> <p>平成２２年度でほぼ全ての登録団体に感謝状を贈呈しています。その後、２巡目の表彰を行っています。平成２６年度からは、小牧岩倉エコルセンターが実施している「燃やすごみの組成分類結果」において、過去５年の平均でおよそ燃やすごみのうち約６０％（乾ベース）が紙・布類であることが分かっており、ごみの減量に取り組む上で、燃やすごみの減量に大きく寄与する雑がみの分別は重要であることから、雑がみの回収量</p>

	<p>の伸び率が高い団体に対して表彰を行いました。</p> <p>そこで、事務局の選考案としては、前年度の雑がみ回収量からの今年度の回収量の伸び率が20%以上という選考基準を考えています。議事(1)でもご説明しましたが、平成29年4月より雑がみの分別の簡素化を行い更なる雑がみの分別の推進を行います。その上で、資源回収団体における雑がみの回収も重要な位置を占めると考えられるため、選考基準として雑がみの伸び率に着目し、13団体を選出する案を挙げさせていただきます。</p> <p>続いて、ごみ集積場管理功績団体の選考についてご説明します。</p> <p>毎年管理状況の良い区を選考し、最終的に全ての区に感謝の意を表したいとの考えで感謝状の贈呈を行っており、昨年度は春と秋に実施しているごみ集積場の早朝指導結果と不法投棄監視カメラの設置などごみ集積場管理の取り組みをまとめ、選出いたしました。</p> <p>事務局案としては、従来どおりの方法で選出しました9区を挙げています。</p> <p>以上で説明を終了します。</p>
小柳会長	<p>ただいまの事務局の説明について、質疑、意見等があればお願いします。</p>
五藤副会長	<p>表彰制度の目的についてお聞きします。</p> <p>全ての団体に感謝の意を表したいということはわかりますが、過去に表彰された団体のうち、雑がみの回収率が落ちていく団体が多くあります。これは、表彰後のフォローや指導ができていないからなのではないかと思えます。</p>
藤田係長	<p>表彰制度の目的として、資源回収に取り組んでいただいている</p>

	<p>る団体のモチベーションを向上させることがあります。また、選考の基準として雑がみの回収量に着目しているのは、本市は燃やすごみを減量するために雑がみの回収に力を入れているおり、資源回収団体連絡会議において雑がみを積極的に回収していただくようお願いをしているためです。</p>
五藤副会長	<p>しかし、雑がみの回収に力を入れているとのことですが、回収量総計が約6,000kgに対して雑がみの回収量が170kgの団体が表彰され、回収量総計が8,000kg弱で雑がみの回収量が2,500kg弱の団体が表彰されていません。伸び率は低いものの、回収量総計に占める雑がみの回収量が高いはずですが、選考基準は伸び率だけですか。</p>
竹村主事	<p>今回の選考基準は、平成27年度から平成28年度への雑がみの回収量の伸び率だけ着目して選考しています。</p>
小柳会長	<p>ご意見をまとめると、誰もが納得する基準で表彰団体を選考し、表彰された団体が今後の活動の励みになる制度であってほしいということです。この意見をふまえて、来年度の選考を検討していただきたいです。</p>
市川委員	<p>来年度は、選考基準を審議会等で事前に議論した上で決定し、表彰団体を選考することを検討していただきたいです。</p>
小柳会長	<p>他に質問もないようですので、議事(3)「小牧市災害廃棄物処理計画(案)について」事務局の説明を求めます。</p>
竹村主事	<p>それでは、議事(3)「小牧市災害廃棄物処理計画(案)について」ご説明します。</p> <p>16ページをご覧ください。先回の審議会でもご説明しましたとおり「小牧市災害廃棄物処理計画」は、今年度策定するとしていたところですが、愛知県の計画策定が遅れたため、本市</p>

の策定も遅れています。平成28年10月に愛知県が「愛知県災害廃棄物処理計画」を策定しましたので、本市もこれを受けて県の計画とも整合性を図りながら、現在、小牧市の処理計画を取りまとめているところです。

まだ、策定の途中ですが、本日は本市の処理計画の骨子を抜粋した「概要版」についてご説明します。

まず「1 計画の概要」について、ご説明します。

始めに「目的」ですが、南海トラフ全域で、今後30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%程度と予測されており、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にあります。

災害廃棄物処理計画は、災害発生後の応急対策並びに早期復旧・復興を果たすべく、あらかじめ、災害が発生した際の廃棄物の迅速かつ適正な処理に資するための計画を定めるもので、本市では現計画を平成21年3月に策定しています。

こうした中で、東日本大震災等近年の災害における教訓・知見を踏まえ、国は災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理し、災害対策を実施・強化するために、廃棄物処理法や災害対策基本法を改正するなどの法整備を行い、平成26年3月には「災害廃棄物対策指針」を策定しました。これを受けて愛知県も災害廃棄物処理計画を策定したこと、本市においても、現計画策定時から、あらためて被害想定及び災害廃棄物の発生量を見直した上で、平成27年4月に更新したごみ処理施設やし尿処理施設の処理能力に応じた処理体制などを見直す必要があるため、今回改定を行います。

続いて、表面左下の「本計画の位置づけ」ですが、環境省が示す「災害廃棄物対策指針」に基づき、県の「災害廃棄物処理計画」や本市の「地域防災計画」等との整合を図り策定するものです。

また、発災後には、実際の被災状況から災害廃棄物の発生状

況を的確に把握し、災害廃棄物処理の全体像を捉えつつ財政的な措置を含めて関係者の協力を得て廃棄物処理を進めるため、大規模災害発災後に国が出す「災害廃棄物処理指針」などを基に災害廃棄物の処理方針や具体的な処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を速やかに策定します。

続いて、表面中央の「対象とする被害想定」です。

本計画では、対象とする災害を地震災害と風水害とに区分し、特に地震災害は広範囲に被害を与え、廃棄物が多く発生するものとして、「愛知県災害廃棄物処理計画」に基づき、南海トラフ地震のうち、過去の規模が大きかった5つの地震を重ね合わせた「過去地震最大モデル」により想定される被害とします。

なお、掲載している市域図は、「平成23年度～平成25年度愛知県南海トラフ地震被害予測調査」による想定ケースで、本市においては、震度5弱から6弱の揺れが生じるとしており、主に市域の南部で部分的に震度6弱と想定されています。

なお、本市には、ごみ処理施設である小牧岩倉エコルセンターとし尿処理施設である小牧市クリーンセンターの廃棄物処理施設があります。電気・ガス・水道といったユーティリティの停止や必要物資の調達不良により一時操業停止となる恐れはありますが、両施設とも震度7程度の地震では、躯体に部分的なひび割れ等が生じる程度で、大事に至ることなく建物を使用し続けられる設計となっております。

続いて、その下段の「対象とする災害廃棄物」ですが、表のとおり、避難所ごみ、家庭ごみや粗大ごみ、また仮設トイレなどからの汲取りし尿といった「被災者の生活に伴う廃棄物」と、可燃物、不燃物、コンクリートがら、柱、壁材といった木くず、金属くず、廃家電といった「災害によって発生する廃棄物等」に分類します。

続いて、表面右欄の「発災後の各フェーズで行う処理の業務

概要」です。

各業務概要は、先の「被災者の生活に伴う廃棄物」と「災害によって発生する廃棄物」の分類に応じて、「初動期」、「応急対応（前半）」、「応急対応（後半）」、「復旧・復興」の4段階に区分して、裏面の「2 災害廃棄物の処理」にあるように、収集運搬や処理など、個々事項について、その期間ごとの特性に応じた対応をします。

なお、「被災者の生活に伴う廃棄物」については、速やかにごみ・し尿に係る収集運搬体制を確保し、避難所にあつては、生活環境の悪化を防止するため、発災の翌日にはし尿の収集を開始し、3～4日後にはごみの収集を開始します。

新聞でご覧になった方も見えるかも知れませんが、現在でも廃棄物処理に限らず、市と各種団体とで災害時に係る協力協定を締結しているところですが、汲取りについて、1月30日にし尿及び浄化槽汚泥の許可業者7社と協力協定を締結しました。また近日中には、全国各地に処理施設を有している民間処理施設と災害廃棄物の処理に関する協定を締結する予定です。

通常的生活ごみは、避難所ごみや粗大ごみの収集量の増加の状況も考慮した上で、収集体制や収集方法を決定します。

「災害によって発生する廃棄物」については、市民が生活を営んでいる近傍にあるものを優先しながら、すべての廃棄物を速やかに仮置き場に移動し、実際の災害の規模にもよりますが、早期の復旧・復興を目指し、概ね3年以内にすべての災害廃棄物の処理を完了するものとします。

続いて、裏面「2 災害廃棄物の処理」の「災害廃棄物の発生量と処理期間」について、ご説明します。

「災害廃棄物の発生量」ですが、「被災者の生活に伴う廃棄物」のうち「生活ごみ・避難所ごみ」については、県の推計方法に基づき、発災後でも1日あたりの総排出量としては変わらないものの、発災1週間後では、発災前の生活ごみの1割にあたるごみが避難所ごみに移行するものと推計しています。

「粗大ごみ等」は、発災から3カ月間で通常時の3.3倍、発災から1年間で1.7倍に増加するものと見込んでいます。

続いて、「災害によって発生する廃棄物等」ですが、本市における災害廃棄物発生量は、平成27年7月に愛知県が公表した「愛知県災害廃棄物処理計画における災害廃棄物等発生量」によるものとします。

本市の推計発生量は、表の「選別前」となりますが、可燃物3,196t、不燃物が23,505t、合計で26,701tとなっております。

これを表の「選別後」にあるように、仮置場に移動した上で、可燃系混合物、不燃系混合物、柱角材、コンクリート、金属に選別し、それぞれの施設で処理又は資源化を行い、資料の右側中段の「再生処理」にもありますとおり、約8割をリサイクルします。

なお、この推計は市町村ごとの木造、非木造別の被害棟数をベースに環境省の災害廃棄物対策指針に基づき、全壊、半壊、焼失等に係る災害廃棄物発生量を算定したもので、本市では建物棟数49,594棟のうち全壊が木造7棟、非木造で22棟、半壊が木造178棟、非木造で134棟、焼失が木造2棟、非木造で6棟、津波による被害はないものとなっております。

ちなみに愛知県全体での災害廃棄物発生量は総量で27,090,538t、その内、津波堆積物が6,465,227tと甚大な被害を想定したものとなっております。

災害廃棄物の処理期間については、先ほども申し上げましたが、3年間を目標とし、実際の災害規模に応じて、可能な限り早期の完了を目指します。

続いて、左下段の「収集運搬」について、ご説明します。

災害発生時は、避難所が開設され、そこから生活ごみが排出されます。これらの収集は、原則として、平常時のごみ収集ル

ートとし、ごみの分別区分も平常時と同様とします。

収集ルートは平常時と同様としますが、道路の不通や渋滞等により平常時より収集効率が低下する恐れがある場合は、収集車の増車やルートを分割するなどの対応策を検討します。

更にごみの分別区分も平常時と同様としますが、災害発生直後の応急時は、その重要度を考慮して、可燃ごみ（腐敗物）を優先的に収集するため、一時的に資源の収集の休止や分別区分の変更を検討します。

また、事業系ごみは、平常時と同様に許可業者による収集を基本とします。

続いて、右上段の「仮置場」について、ご説明します。

仮置場の必要面積は、先ほどの災害廃棄物発生量推計の最下段に記載しています7, 231㎡としています。これは、それぞれの災害廃棄物の発生量に応じた保管スペースと作業スペースを国の指針に基づき算定したものに作業の進捗の遅れや市民の直接搬入など、保管スペースが増加する場合も考慮し、市独自で上乘せしたものです。

平常時において、市有地等のオープンスペースのうち、一定規模以上のものを対象としてリストアップし、発災後の被災状況に合わせて、他の利用用途と調整して以下の3つの仮置場を設置します。

なお、被害状況によっては、一次仮置場と二次仮置場の機能を集約して、設置する場合があります。

現状の候補地としては、一次、二次仮置場として現計画でも予定地としている市有地2箇所（大草の空き地：5,060㎡・最終処分場跡地：36,100㎡）を予定していますが、一次仮置場等は、災害状況により、仮設住居などとの調整が必要となるため、限定した場所はありません。

中下段の「最終処分」についてご説明します。あわせてページ右側の「災害によって発生する廃棄物等」の表をご覧ください。

愛知県が算定している推計値では、選別後の不燃系混合物の発生量が2,476tとなっています。不燃系混合物とは、再利用が難しい不燃物（がれき類、ガラス、陶磁器、煉瓦、瓦等）が多く含まれ、埋立処理される品目となりますが、この算定結果によらず、選別の更なる徹底により、資源化の推進や、一部を小牧岩倉エコルセンターで熔融処理を行うなど、埋立処理量が減量するよう努めます。

また、最終処分場の残余容量は小牧岩倉エコルセンターの試算によると、むこう25年間の災害によらない埋立量を加味しても86,374tであり、災害廃棄物の埋立処分に伴う影響はないものと考えられます。

最後に右下段の「し尿処理」について、ご説明します。

まず、「し尿の発生量」は、地震発災後、下水道の被害延長は総延長の2%であると小牧市地域防災計画で想定されています。そのため下水道の被害による影響は大きくないと考えられますが、避難所に設置される仮設トイレなどを考慮に入れると、「愛知県災害廃棄物処理計画」では、発災1週間後で通常の約10倍、発災1か月後で通常の約3倍の発生量を見込んでいるため、本市も同様に発生量を見込みます。

続いて、先にもご説明した「し尿の収集運搬」ですが、原則、平常作業と並行して、避難所等の収集を行います。また、先ほどもご説明しましたとおり、し尿及び浄化槽汚泥の許可業者7社と協力協定を締結しており、状況に応じて収集の応援を依頼します。また、被災状況によっては、平常作業を一時中止して、避難所等の収集を優先して行います。

以上で、概要の説明は終了ですが、今後の予定としては、小牧市の地域特性などを考慮しつつ、関係機関とも調整をしながら、本編の素案を作成し、平成29年5月の審議会でお示ししたいと思います。そこで手直し等が生じましたら、7月に再度審議会を開催した上でお示しし、8月にパブリックコメントを

	<p>実施します。その結果を踏まえて11月の審議会において最終案をお示しし、平成30年2月に公表という流れで考えています。</p> <p>以上で説明を終了します。</p>
小柳会長	<p>ただいまの事務局の説明について、質疑、意見等があればお願いします。</p>
石田委員	<p>先日、新潟県糸魚川市で発生したような広域火災が発生すると大量の廃棄物が発生するのではないかと思います。広域火災については、災害廃棄物処理計画（案）に盛り込みますか。</p>
藤田係長	<p>災害廃棄物処理計画（案）は、基本的に被害を南海トラフ地震発生時の被害で想定していますが、近年、地震以外の災害も増加しているので、計画内に盛り込んでいきます。</p>
市川委員	<p>南海トラフ地震が発生した場合、廃棄物処理に関わる人員や車両の支援を近隣の市町村から受けることは困難です。災害廃棄物処理計画（案）の作成と並行して遠方の市町村の協力協定の締結は進めていますか。</p>
藤田係長	<p>災害時の協力協定については、本市の危機管理課において廃棄物処理に関わらず、他市町村や各種団体と締結をしています。</p> <p>廃棄物処理については、し尿及び浄化槽汚泥の許可業者7社と協力協定を締結し、近日中には、全国各地に処理施設を有している民間処理施設と災害廃棄物の処理に関する協定を締結する予定です。また、愛知県内の全市町村や愛知県産業廃棄物協会とも協力協定を締結しています。</p> <p>さらにし尿についても仮説トイレの貸出事業者と協力協定を締結しています。</p>

市川委員	<p>全国各地に処理施設を有している民間処理施設と協力協定を締結することは安心できますが、愛知県や三重県内の市町村から支援を受けることは困難だと思いますので、九州や東北など遠方の市町村と協力協定を締結することを検討していただきたいです。</p>
北出委員	<p>小牧市の姉妹都市はどこですか。そこから支援を受けることはできませんか。</p>
松岡部長	<p>小牧市の友好都市は北海道八雲町です。また、小牧市長は全国青年市長会に加入しており、加入している他市と協力協定を締結しています。さらに宮城県東松島市や四国、九州の何市かと協力協定を締結しています。このような相互支援のバックアップ体制が整っていますので、心配をする状況ではないと考えています。</p>
馬場委員	<p>小牧市が他市町村からの災害廃棄物処理を受け入れることはありますか。</p>
藤田係長	<p>南海トラフ地震が発生すると津波も発生し、愛知県内にも被害が甚大であると想定される市町村があります。震災時の相互連携については、愛知県が調整をしているため、その調整内容に基づいて対応します。</p>
小柳会長	<p>他に質問もないようですので、議事（４）「小牧市生活排水処理基本計画（案）について」事務局の説明を求めます。</p>
竹村主事	<p>それでは、議事（４）「小牧市生活排水処理基本計画（案）について」ご説明します。</p> <p>「生活排水処理基本計画（案）」の１ページの計画の基本的事項をご覧ください。本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき策定するものであり、本市における生活</p>

排水の処理に係る計画を定め、公共用水域の水質を保全し、環境衛生の向上に資するものです。

平成27年3月に策定している「小牧市ごみ処理基本計画」と同等の位置づけの計画となり、市が行う政策の基本となるものです。

続いて2ページをご覧ください。計画の範囲として対象区域は小牧市内全域、対象範囲は一般廃棄物のうち生活排水とします。計画期間は、平成28年度を計画初年度とし、中間目標年度を平成32年度、目標年度を平成42年度とします。

3ページから7ページでは、市の情勢についてまとめています。

続いて、9ページをご覧ください。ここでは本計画における基本方針を定めており、これらの基本方針を基に計画の方向を定めていきます。10ページでは将来の生活排水処理体系を示していますが、原則として現行を踏襲します。

続いて、11ページをご覧ください。ここからは生活排水処理の状況について記載しています。

12ページをご覧ください。こちらが現在の処理体系です。生活排水は、し尿と台所の流しやお風呂から発生する生活雑排水とに分けられます。その処理形態は、5種存在します。

処理形態の1つである「下水道」については23ページ、24ページを合わせてご覧ください。

下水道では、し尿・生活雑排水を共に処理することが可能であり、新小木にあります五条川左岸浄化センターで終末処理されます。処理水は巾下川へと放流されます。

23ページの表4.2.2下水道整備実績をご覧ください。下水道の普及率は平成27年度実績で72.4%となってい

ます。愛知県全体での普及率が76.5%、全国では77.8%と本市の普及率は全国平均よりも低い数値であるといえます。

次に農業集落排水施設について26ページをご覧ください。本施設は大草の一区のみで稼働しています。本施設では、し尿、生活雑排水を共に処理することが可能であり、処理された処理水は八田川へと放流されます。また、処理人口は、平成27年度実績で1,049人です。

続いて、27ページをご覧ください。合併処理浄化槽ですが、し尿と生活雑排水を共に処理することが可能です。設置基数は平成27年度実績で3,798基です。単独処理浄化槽からの転換や下水道の整備対象区域外での設置に対しての補助制度などを進めていることから、今後設置基数は増加する見込みです。処理水は排水路などを通り、公共用水域へ排出されます。

12ページをご覧ください。処理形態の残りの2つは単独処理浄化槽と汲み取り便槽です。

この2つはし尿を処理することは出来ませんが、生活雑排水を処理することができません。現状、生活雑排水は、未処理のまま公共用水域へ排水されています。

単独処理浄化槽は平成12年度に浄化槽法が改正され、新規で設置することが出来ません。そのため今後、合併処理浄化槽への転換や下水道の整備対象区域内であれば下水道への接続などにより今後減少していきます。

汲み取り便槽とは、いわゆる汲み取り式便所、ポットン便所であり、し尿を貯留し、一定量溜まった後は汲み取りを行い、し尿処理施設にて処理されます。

今後、水洗化が進むことで減少していくことが推測されます。

20ページをご覧ください。し尿と浄化槽汚泥を処理するし尿処理施設の状況について記載されています。

汲み取りし尿と浄化槽汚泥は東田中にあります小牧市クリ

ーンセンターへ持ち込まれ、処理されます。当該処理施設は大規模改修を行ったうえで、平成27年4月より稼働を開始しています。処理能力は、し尿、汚泥あわせて63k1/日です。

処理方法は、前脱水+生物処理の形式を採用しており、受け入れたし尿・汚泥を脱水し、脱水汚泥は場外搬出し、焼却処分、残った水分は、微生物の力を利用した生物処理などを行い、汚濁物質などを除去した後、無希釈で下水道へ放流されます。

15ページをご覧ください。し尿・汚泥の1日あたりの収集量は平成27年度実績で60.3k1あり、処理能力63k1に対して95.7%の搬入率となっています。

35ページをご覧ください。今後の生活排水の処理計画を記載しています。今後、市街化区域における生活排水処理は下水道を中心とし、更なる普及を見込んでいます。それ以外の地域でも合併処理浄化槽への転換を図っていくことで、現状74.6%である生活排水処理率を目標年度である平成42年度には85.6%となるよう進めます。

39ページをご覧ください。し尿・汚泥の処理計画について記載しています。平成27年度のし尿・汚泥の発生量は、し尿3,678k1、汚泥が18,376k1、合計で22,054k1です。中間年度である平成32年度の目標値は、し尿が2,738k1、汚泥が20,112k1、合計で22,849k1です。し尿が減少するのは水洗化が進むことにより、汲み取り便槽が減少するためです。汚泥は、単独処理浄化槽が下水道への接続や合併処理浄化槽への転換の影響から減少します。一方で、合併処理浄化槽の基数が増え、法に基づく清掃などの指導強化の影響により発生する汚泥が増加する見込みです。そのため、合計量は増加します。

目標年度である平成42年度の目標値は、し尿が1,460k1、汚泥が18,287k1、合計19,747k1です。し尿、汚泥共に中間年度より減少します。これには下水道への

<p>小柳会長</p>	<p>接続が増加する見込みと小牧市の人口の減少によるものです。</p> <p>現在のクリーンセンターの耐用年数は、10～15年を想定しているため、以上の計画を踏まえ、次期し尿処理施設の計画についても検討をします。</p> <p>44ページからは計画達成のため、必要な施策について記載しています。市民への広報、啓発はもちろんのこと、総合計画や下水道計画などの諸計画との整合を図りながら進めます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、質疑、意見等があればお願いします。</p>
<p>五藤副会長</p>	<p>「生活排水処理基本計画（案）」の15ページの表4.2.1「し尿及び浄化槽汚泥の年間収集実績」ですが、小牧市の人口は減少傾向にも関わらず、どうして総収集量が増加しているのですか。</p>
<p>藤田係長</p>	<p>表4.2.1からもわかるとおり、し尿の収集量は、年々減少しておりますが、浄化槽汚泥の収集量は、年々増加しています。この要因としては、法に基づく清掃の指導強化や景気の上向きにより、清掃を行う方が増えたことが考えられます。</p>
<p>五藤副会長</p>	<p>浄化槽汚泥の収集量が増加している要因は、わかりました。しかし、小牧市は下水道の普及率が全国的にも低く、小牧市クリーンセンターの耐用年数が約15年であり次期し尿処理施設の整備にかかる費用も考えると、下水道事業計画とも調整をして、もっと下水道を普及させていくほうがいいのではないのでしょうか。</p>

藤田係長	<p>小牧市における下水道整備は現在、市街化区域を中心に進めています。下水道の普及率を高めたいところですが、費用対効果や国からの補助金が減額されたため難しい現状です。</p>
佐藤委員	<p>確認ですが、下水道の整備は市街化区域を中心に進めていくのですか。</p>
藤田係長	<p>そのとおりです。</p>
北出委員	<p>下水道の普及が困難ということでしたら、補助金制度を啓発し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を進めてはどうでしょうか。</p>
五藤副会長	<p>しかし、合併処理浄化槽へ転換を進めてもいずれは、下水道に転換するというのであれば、一時しのぎにすぎないので余分なお金になる気がします。したがって、下水道事業計画とすり合わせて下水道を普及させたほうが、費用は安く済むのではないのでしょうか。</p>
川尻課長	<p>本来ならば市内全域に下水道を普及させることが理想ですが、下水道事業計画外の市街化調整区域にも下水道を整備しようとするとう大な費用がかかります。また、国の補助金も下水道の整備の補助金から維持管理の補助金に切り替わるという方針が発表されているので、市街化調整区域にも下水道を整備するのは非常に困難です。</p> <p>したがって、下水道が整備できない市街化調整区域の方には合併処理浄化槽への転換を周知していますが、設置における個人の負担額が高額なため、なかなか転換が進んでいない現状です。</p>
小柳会長	<p>他に質問もないようですので、次第3議事を終了します。続いて、次第4その他について、事務局に説明を求めます。</p>

竹村主事	<p>それでは、次第4その他「分別の簡素化・収集体制の見直しについて」ご説明します。</p> <p>雑がみの排出方法の簡素化については、議事でご説明していますので割愛します。</p> <p>続いて、収集体制の見直しです。これについても議事でご説明していますとおり、燃やすごみの午前収集が出来るよう体制を見直します。また、ごみ収集体制の見直しの一環として、現在、市ではリサイクルプラザのごみ収集員の定年退職に合わせ、随時、ごみ収集の委託化を進めています。既に「破碎ごみ」、「空きびん」、「蛍光管類」を除くすべての品目について委託化が完了していますが、今後、「空きびん」は、平成30年10月を目途に委託化を行います。残りの品目も収集員の退職に合わせ委託化を検討します。いずれは、高齢者や障害者を対象にした「こまやか収集」と分別不良や不法投棄ごみなどの「特別収集」のみ直営で行っていくことを検討しています。また、既に委託化した業務も、より効率的で経済的な方法で回収できないかについて、来年度1年間かけて検討していきます。</p>
小柳会長	<p>ただいまの事務局の説明について、質疑、意見等があればお願いします。</p> <p style="text-align: center;">～ 質疑なし ～</p>
小柳会長	<p>質疑なしとのことなので、これにて閉会とします。長時間に渡り、ご意見、ご協力をいただきありがとうございました。</p>